

COOL CHOICE

天ぷら油(廃食油)が郵便局でも回収できます

二酸化炭素(CO₂)排出量ゼロカウント! 使用済みの天ぷら油や古くなった天ぷら油は、バイオディーゼル燃料へリサイクルする「賢い選択 (COOL CHOICE)」を!!



NEW

●南関郵便局(関町1438)

NEW

●賢木郵便局(高久野571-4)

NEW

●大原郵便局(相谷1376-1)

NEW

●坂下郵便局(上坂下3352-2)

●役場(関町1316)

●南の関うから館(関町1230)

●ふれあい広場(高久野585)

●交流センター(小原1408)

●南町民センター(下坂下160-3)

●ビッグオーク(関町1479)

●いきいき村(関町419-1)

●やさい畑(小原674-1)

●(有)玉名北部環境(細永1208-1)

回収場所

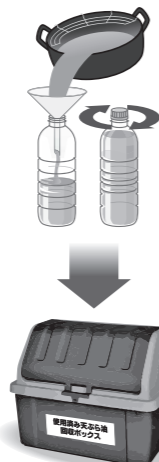
年々回収量アップ!

天ぷら油は回収ボックスへ!

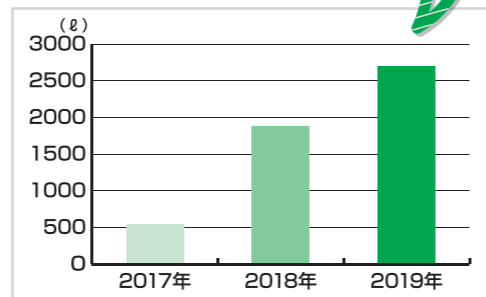
- ①天ぷら油(廃食油)をペットボトルに入れて、漏れないようにしっかりとふたを閉める。
- ②回収場所の「使用済み天ぷら油回収ボックス」に入れる。

注意点:

- ◆油は食用油に限ります。石油系の油(オイル)は入れないでください。
- ◆揚げガスは入っていても、賞味期限切れの食用油でもOKです。



南関町の廃食油回収量



2017年9月15日にスタートした廃食油回収。着実に回収量が増えています。

〈お問い合わせ先〉
税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

私たちの生活と地球温暖化

第9回 天ぷら油を地球温暖化防止に役立てる!?



鶏のから揚げやコロッケ、天ぷらなどを家庭で料理すると天ぷら油が残ります。黒ずんで酸化すると新聞紙にしみ込ませたり、固めて廃棄物として出したりすることがありますが、大変もったいないことです。なぜならば、自動車を走らせる燃料「BDF(バイオディーゼル燃料)」として再利用できるからです。BDFは軽油の代替燃料となるのです。

BDFは地球温暖化の主な原因となるCO₂を排出しません。しかも、熊本で製造しており、その品質は国内最高レベルです。熊本市内のガソリンスタンドでBDFを5%混ぜた軽油(B5)を市販しています。製造工場では、BDF100%(B100)も販売しています。

熊本地震で軽油が調達できず、復興作業に使用する重機やトラックの燃料も不足しましたが、BDFは熊本で製造していますので安定して調達できました。南関町では、家庭から出される天ぷら油が、この原料となっています。

熊本県地球温暖化防止活動推進センター (NPO 法人くまもと温暖化対策センター) ☎096-273-9034



令和3・4年度入札参加資格審査申請

令和3・4年度に南関町が発注する建設工事及び建設コンサルタントに係る一般競争入札参加資格審査申請を受け付けます。

受付期間

令和3年1月4日(月)～1月29日(金)
午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで
※土曜日・日曜日・祝日は除く
※郵送の場合は、31日の消印有効です。

提出方法

持参または郵送

提出書類

次の書類を各1部ずつA4サイズのフラットファイルに
として提出してください。

指定がないものは写しで結構です。

- ①入札参加資格審査申請書
- ②営業所一覧
- ③業態調査(建設コンサルタントのみ)
- ④技術員職員名簿(技術者経歴書)
- ⑤工事(測量など)経歴書
- ⑥経営事項審査結果通知書(最新のもの、建設工事のみ)
- ⑦商業登記簿謄本(法人の場合)
または代表者の身分証明書(個人の場合)
- ⑧納税証明書【国・県・市町村】
- ⑨印鑑証明書
- ⑩使用印鑑届 ※原本
- ⑪建設業許可証明書(最新のもの、建設工事のみ)
- ⑫委任状(委任する場合のみ) ※原本
- ⑬誓約書及び役員に関する調査 ※原本
- ⑭個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 ※原本
- ⑮受領確認用のハガキ(必要な場合)

その他

- ・申請書類は町ホームページからダウンロードできます。
- ・同一期間において物品・役務については追加募集(令和3年度)を受け付けます。

提出・問い合わせ先

総務課 管理契約係
〒861-0898 南関町大字関町1316番地
☎57-8500

小規模工事等契約希望者登録制度

この制度は、町内で建設業等を営み、小額であり、内容が軽易な工事等の受注・施工を希望する方を登録する制度です。

これは、町が発注する小規模な建設工事や修繕等を積極的に業者選定の対象とすることにより、町内業者の受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化に寄与することを目的としています。

小規模工事などの範囲

以下のa～cのすべてに該当するもの

- a 町が発注する小規模な建設工事及び建設工事等に係る修繕
- b 内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なもの
- c 1件の契約金額が50万円以下のもの

登録できる人

南関町内に主たる事業所又は住所を置いて建設業等を営んでいる人
ただし、次の場合は登録できません。

- (ア) 南関町内に主たる事業所も住所も有しない人
- (イ) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ていない人
- (ウ) 南関町工事入札心得に基づく工事の入札参加有資格者名簿に登録している人
- (エ) 町税等を滞納している人

提出書類

- ①登録申請書
- ②町税の納税証明書(申請日1ヵ月以内のもの)
- ③商業登記簿謄本の写し(法人の場合)
または住民票の写し(個人の場合)
- ④希望する業種を履行するために必要な資格や免許等の写し

その他

有効期間は2ヵ年度(令和3年4月1日～令和5年3月31日)です。
登録は随時受け付けますが、有効期間は当初の期間である令和5年3月31日までです。
その後は2年ごとに申請により登録を受け付けます。